YES

**消費税の課税対象**

**消費税の課税対象外**

**譲渡した建物が事業用・賃貸用である**

**譲渡した者が**

**法人である**

NO

YES

NO



個人が自宅や別荘をたまたま譲渡しても事業にはならないから、消費税の課税対象にはならないの